

平成 26 年度第 8 回国立大学法人静岡大学長選考会議議事録

日 時 平成 27 年 2 月 26 日 (木) 11 時 00 分～13 時 10 分

場 所 事務局大会議室

出席者 伊藤、岡部、塩田、杉田、酒井、塩尻、佐古、糠谷の各委員

陪席者 鈴木、櫻本の各監事

前田事務局長、石崎総務部長

I 議事録の承認

平成 26 年度第 7 回国立大学法人静岡大学長選考会議（メール審議：平成 27 年 1 月 19 日）議事録（案）を原案どおり承認した。

II 報告事項

1 平成 27 年度主要会議開催予定について

議長から、平成 27 年度主要会議開催予定について提案の後、事務局（白柳総務課副課長：以下略）から、学長選考会議の開催予定を中心に、資料 1 により説明があった。

III 審議事項

1 学長候補関係諸規則の一部改正及び制定について

議長から、国立大学法人法及び国立大学法人法施行規則の改正に伴う学長選考関係諸規則の一部改正及び制定について提案の後、事務局から、以下の関係諸規則の改正趣旨、内容及び新たに制定となる規則の概要について、資料 2 により説明があった。

[一部改正]

- (1) 国立大学法人静岡大学長選考会議規則
- (2) 国立大学法人静岡大学長選考規則
- (3) 国立大学法人静岡大学長適任候補者意向投票管理規程
- (4) 国立大学法人静岡大学長選考に関する申合せ事項
- (5) 学長候補者決定の記者発表の取扱いについて

[新規制定]

- (6) 国立大学法人静岡大学長の業績評価に関する規則
- (7) 国立大学法人静岡大学長の解任手続に関する規則

種々意見交換の結果、本日の会議で出された意見を踏まえて修正を行い、次回会議（平成 27 年 3 月 27 日）において、改めて審議することとした。

なお、新たに制定する規則については、規則制定にあたっての問題提起を議長から各委員あて事前連絡し、次回会議に向けた意見集約を図ることとした。

〔修正点等〕

- (1) 学長の選考時期は、4か月以前に完了とし、運用においては、極力5か月以前に（10月末までに）完了するよう努める。

次年度から、学部長等の選考が部局の推薦に基づき学長が行うこととなることを斟酌し、その後の部局における副学部長、各種委員会委員等の円滑な選考と、学長の業績評価のスケジュールを勘案して、学長の選考完了の時期を「4か月以前」とすることとした。

- (2) 再任の回数は原則として1回とする。

再任の上限を定めないことにより問題が生じる可能性の懸念、学長として過度な任期の意識による施策への影響、などの意見を斟酌し、「原則として」を追記することとした。〔8年を原則〕

- (3) 経営協議会の外部委員からの推薦に関し、推薦人数を2名以上とする。

推薦者を学内に限定せず、広く経営協議会の外部委員からの推薦を新たに規定し、その推薦の客観性を見地から、2名以上による推薦とすることとした。

- (4) 意向投票は学長選考会議の判断により実施する。

現行、実施が必須の意向投票は、学長選考会議での主体的な選考、法令の施行通知等を考慮し、「実施することができる」ものとして規定することとした。

- (5) 抱負等発表会は、所信表明の観点 considering して実施を必須とする。

教職員の意見聴取、候補者の所信表明の機会として必要なため、実施を必須のものとする事とした。

- (6) その他

現職学長の経過措置は、改正後の規定にかかわらず従前の取扱いとする。

現職学長の任期の上限の変更は原理的には可能であるものの、学内における認識の面において混乱が予想されるとの意見もあり、従前の取扱いとすることとした。

IV その他

次回会議は、3月27日13:30〔経営協議会開催前〕から開催することとした。

以上